

1. 重点地区及び復興まちづくりについて

①重点地区

町丁・集落単位で同じような被害状況や課題を抱える行政区をひとまとまりの地区とし、復興まちづくりに向けた「重点地区」とします。

「重点地区」の復興に向けては、被害状況や課題の大きさから、個人ではなく、地区として問題解決に取り組む必要があります。

問題解決を図るに際し、被害状況や課題から、「重点地区」を以下3つの視点で整理しました。

②復興まちづくりに向けて

「人吉市復興計画」の実現を図るために、重点地区毎の「復興まちづくり計画」が必要です。

「復興まちづくり計画」は、住民自ら話し合い合意を重ね、作りあげるものです。

市は、世代・年齢・男女・仕事も異なる多様な住民の声をお聞きし、地区に相応しい「復興まちづくり計画」の策定を支援します。

なお、重点地区には該当しませんが、自然災害からの安全・安心を高めるための「防災まちづくり」は校区または町丁・集落単位の「共助」の取り組みとして必要ですので、関連部課で支援を行っていきます。

視点1: 住宅被害が甚大で、現在地での住宅再建または移転の方向付けが必要な地区

被害状況 や課題	・浸水被害が3m以上と甚大で、全壊または大規模半壊等の住宅が連なっている地区。 ・仮設住宅入居者が多く、現地でも在宅避難している方が多い地区。
復興まちづくり の方向性	・宅地の安全性について理解を深め、現地再建または移転の検討を具体化します。

視点2: 避難のありかたを見直すことが必要な地区

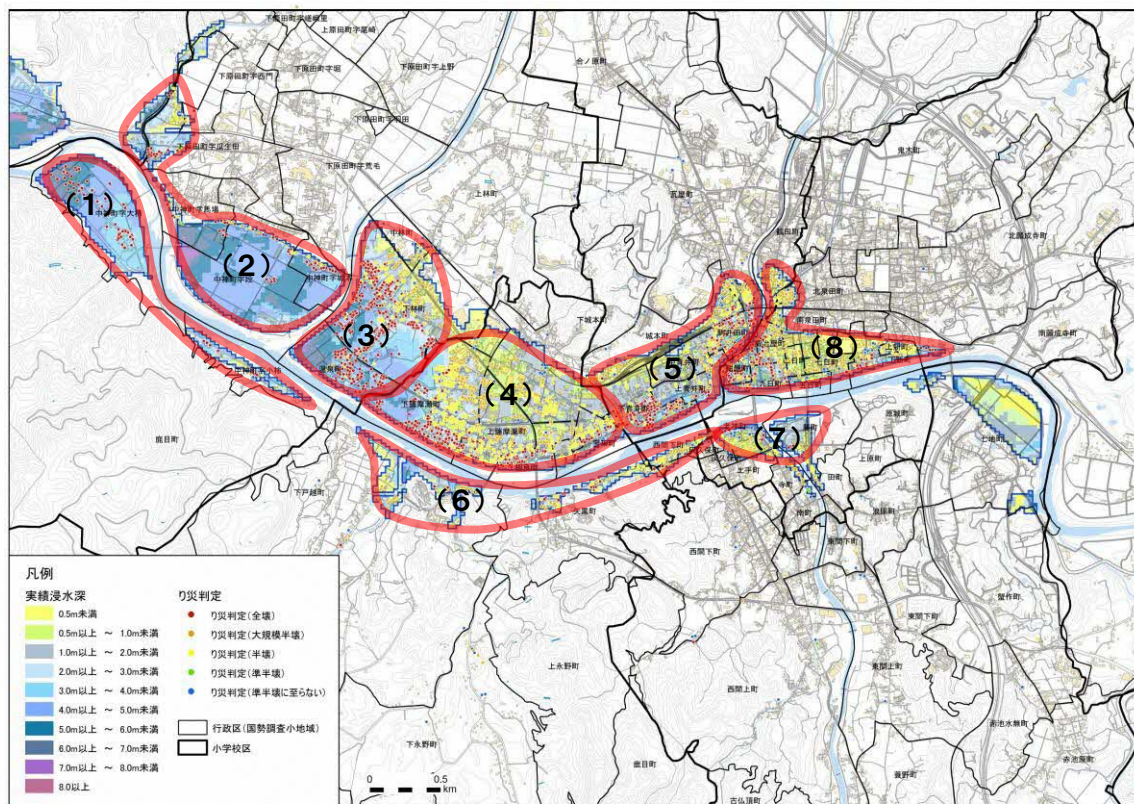
被害状況 や課題	・浸水被害を受けたが、現地での再建を基本とし、より安全な避難が必要な地区。 ・住宅は現地再建、修繕を考えている方が多いが、次の水害が心配な方が多い地区。
復興まちづくり の方向性	・共助の避難の仕組みや、新たな避難場所、避難ルートの検討を行います。

視点3: 国・県の流域治水対策が示され、市の相談・支援が必要な地区

被害状況 や課題	・遊水地や堤防強化などにより、集落への影響が大きく、集落をあげて話し合いが必要な地区。 ・被害が大きく、自力での再建は難しいという方が多い地区。
復興まちづくり の方向性	・なりわい再建、住まいの再建についても地区で話し合うことを市が支援します。

3. 重点地区

重点地区名	該当行政区	校区
(1) 大柿地区	中神町字大柿、小柿	中原校区
(2) 中神地区	中神町字馬場、段、城本、瓜生田	中原校区
(3) 温泉下林地区	下林町、温泉町、中林町	中原校区
(4) 薩摩瀬地区	宝来町、相良町、上薩摩瀬町、下薩摩瀬町、下城本町	西瀬校区
(5) 青井地区	駒井田町、上青井町、中青井町、下青井町、城本町	西校区
(6) 左岸地区	西間下町、矢黒町、下戸越町	東間、西瀬、中原校区
(7) 麓町・老神地区	老神町、麓町、新町、田町	東校区
(8) 中心市街地	七日町、五日町、九日町、二日町、鍛冶屋町、紺屋町、上新町、下新町、鶴田町、大工町、北泉田町、南泉田町	東校区、西校区



地区別懇談会の進め方

復興まちづくり計画策定に向けた 地区別懇談会の開催について

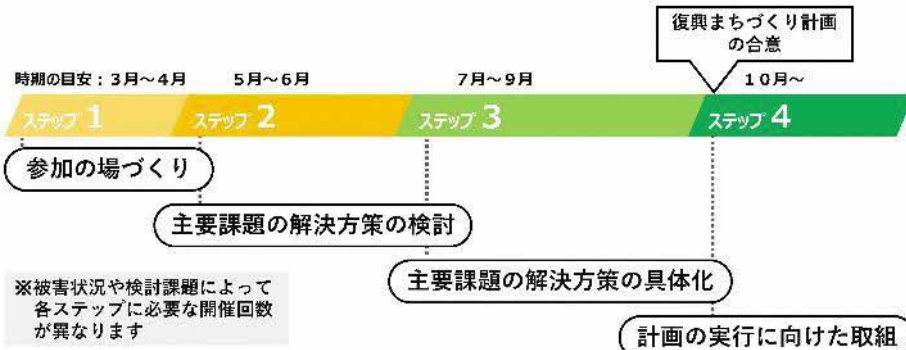
地区毎に異なる取組課題について、
各地区の住民や関係者、支援者、行政などが一緒に話し合いを重ね、
課題解決に向けた取組について検討します

課題の例：住まいの再建や生活環境の再生、なりわいの再生、安全な避難場所・避難ルートの確保、地域コミュニティの再生・維持など

復旧・復興にかかる情報やアイデアを共有しながら課題解決に向けた
方策を検討し、住民の想いが反映された
復興の取組やプロセスについて取りまとめていきます

地域住民・行政・取組の関係者の合意した内容が盛り込まれた
「復興まちづくり計画」(地区別案)を策定し、
計画された取組をとともに実行していきます

進め方のイメージ（検討のステップ）



進め方の工夫例

- ・地域を離れている方にも参加を呼びかける
- ・検討の進捗状況を広報やお便りで地域に伝える
- ・参加が難しい住民の声を広く集める機会を設ける
- ・復興の方策に関する勉強会をする
- ・みんなでまちづくり活動を実践する機会をつくる



参加の場づくりと各主体の役割

①検討課題の設定

地域の被害状況や特性、治水対策の方向性などを踏まえ、地域の復興に必要な検討課題を設定します

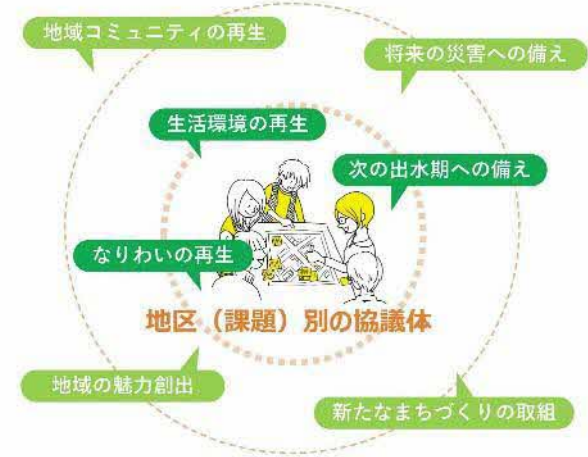
②参加の呼びかけ

検討や計画策定後の取組に必要な人材の参加を募ります

- ・再建が必要な当事者
- ・地域活動の中心人物
- ・取組課題の関係者
- ・まちづくりの専門家
- ・行政 など

③各主体の役割

速やかな復興に向け、被災者・地域・行政などの各主体の役割分担や連携により、懇談会を運営していきます



復興まちづくり計画策定後の取組イメージ

参照：みんなのまちづくりNOTE vol.4

生活環境[ハード]の再生・継承

災害公営住宅



熊本地震 西原村災害公営住宅団地
高齢者が安心して暮らせる空間づくり

道路拡幅・住環境整備



熊本地震 難問を解消する生活道路整備
緊急搬送や避難経路の確保

公園・緑地・広場



福島県新地町防災緑地の植樹
緑地の植樹も住民参加

街並みの再生・遺構の保存



熊本地震 歴史的建物の保全修復
地域の歴史と災害の教訓を次世代に伝える

生活を支える仕組み[ソフト]づくり

防災力の向上



熊本県甲佐町の自主防災組織の防災訓練
災害時の備えとなる訓練

地域コミュニティの活性化



熊本県西原村布田集落の秋祭り
地域の文化・伝統を継ぐ

仕事[なりわい、産業]の再生

交流施設（直売所+語り部）



山古志こども集落児童館のオープニング
地域の活気を取り戻す新たなよりどころ

お母さんたちの弁当・仕出し施設



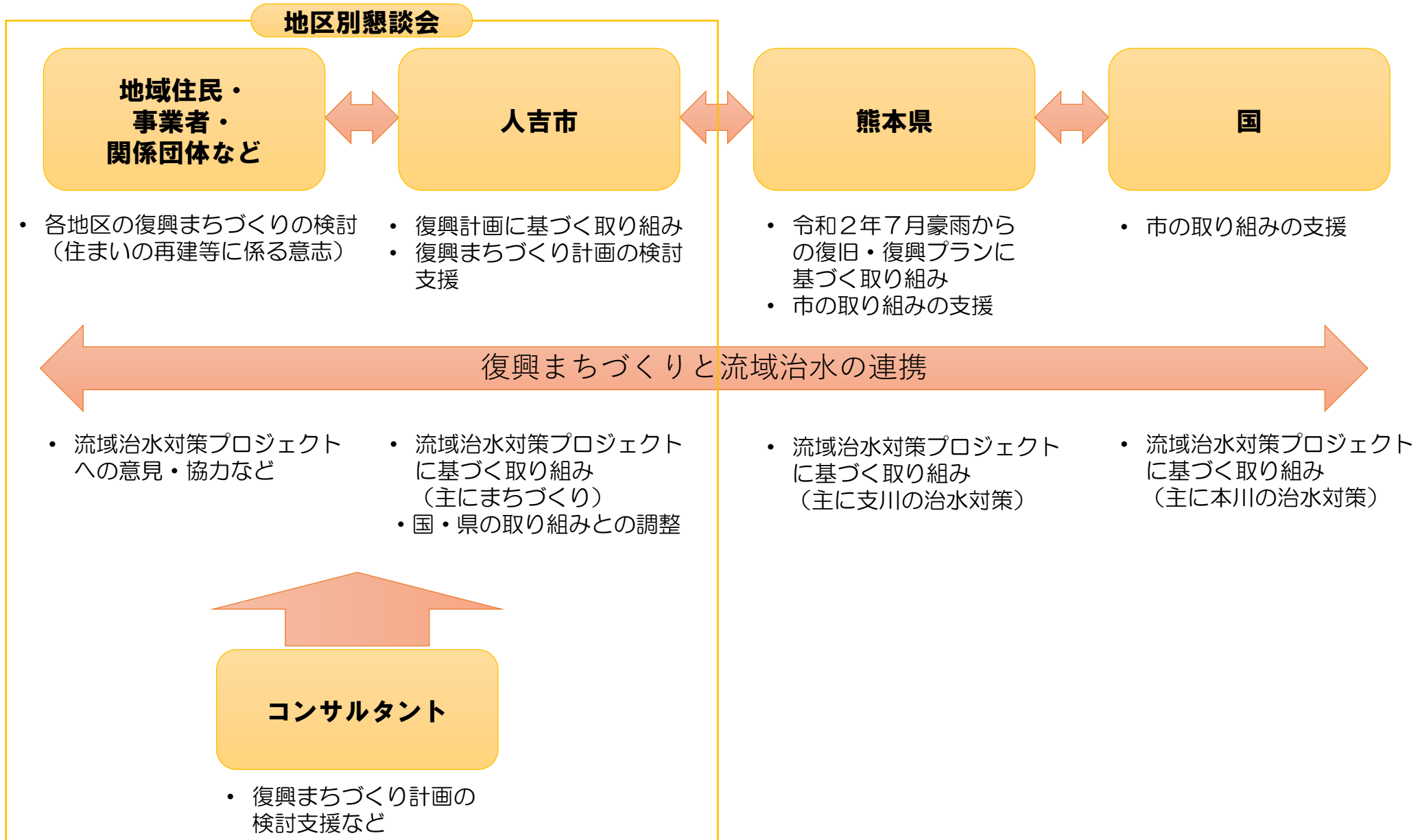
熊本市西原市長岡集落の食屋
地域資源を生かす小さなビジネス起業

地区別懇談会 各回のテーマ（案） ※地区に応じて時期や内容を調整

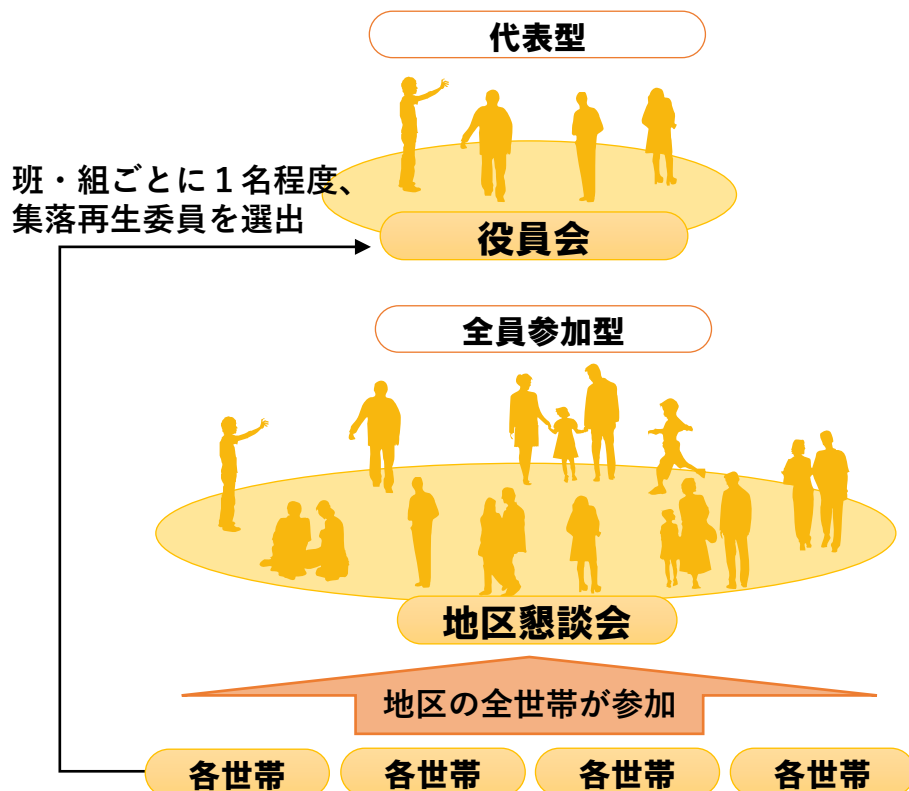
回	第1回	第2回	第3回	第4回
時期	4月中旬(4/15,17,18)	4月下旬～5月上旬	5月中旬	6月中旬
説明内容	●復興計画等の概要説明 ●校区别座談会のアウトプット共有 ●今後の進め方共有	●課題図 ●土地利用、避難の考え方 ●取組メニュー・事例	●住まいの再建方法(案1) (複数パターン提示) ●避難方法(案1)	●住まいの再建方法(案2) ●避難方法(案2)
話し合いのテーマ	●コアメンバーと新メンバーの顔合わせ(行政区毎/地区毎) 【1人一言、想い・悩みを語っていただく】 ●次回日程、次回までの宿題確認 ●連絡体制構築、役決め	●地区の課題の共有 ●取組の方向性について(住まいの再建、避難方法ほか) ●まちあるき等	●地区の将来像について ●住まいの再建方法について ●避難方法について	●住まいの再建方法について
各回の到達点	●次回日程、次回までの宿題 ●連絡体制、役	●地区の課題 ●取組の方向性	●地区の将来像 ●住まいの再建方法への意見 ★避難方法(見直し結果)	●住まいの再建方法への意見
	かわら版第2号(4月)	かわら版第3号(5月)	かわら版第4号(6月) かわら版(臨時号)(6月)	かわら版第5号(7月)

回	第5回	第6回	第7回	第8回(予備or全体共有)
時期	7月中旬	8月下旬	9月中旬	10月中旬
説明内容	●住まいの再建方法(案3)	●復興まちづくり計画(案1)	●復興まちづくり計画(案2)	●各地区復興まちづくり計画 ●今後の復興まちづくりの取組の進め方
話し合いのテーマ	●住まいの再建方法について ●コミュニティの再生について	●復興まちづくり計画について(取組内容など) ●今後の地域づくり、防災まちづくりについて	●復興まちづくり計画について(取組スケジュール、取組主体等)	●今後の復興まちづくりの取組の進め方(まちづくり協議会、組織化など)
各回の到達点	●住まいの再建方法への意見 ●コミュニティの再生への意見	●復興まちづくり計画についての意見 ●今後の地域づくり、防災まちづくりについての意見	★復興まちづくり計画	●復興まちづくりの取組の第1歩(住民主体の初動プロジェクト)
	かわら版第6号(8月)	かわら版第7号(9月)	かわら版第8号(10月)	かわら版第9号(11月)

地区別懇談会における各主体の役割



【参考資料】 地区別懇談会の参加メンバー（熊本県西原村の例）



地区懇談会、復興まちづくり計画検討の様子

2017年3月～8月

合意形成・復興まちづくり
計画策定・基本設計

- 地形測量
- 地区懇談会、復興まちづくり計画策定
- 住まいの再建意向確認
- 擁壁・道路・地区施設の復旧・整備の検討

2017年9月～2018年2月

補助申請

- 補助事業活用検討
- 国・県協議
- 国補助申請
- 路線測量

2018年3月～2019年3月

詳細設計

- 道路・公園・移転用地・上水道等の詳細設計

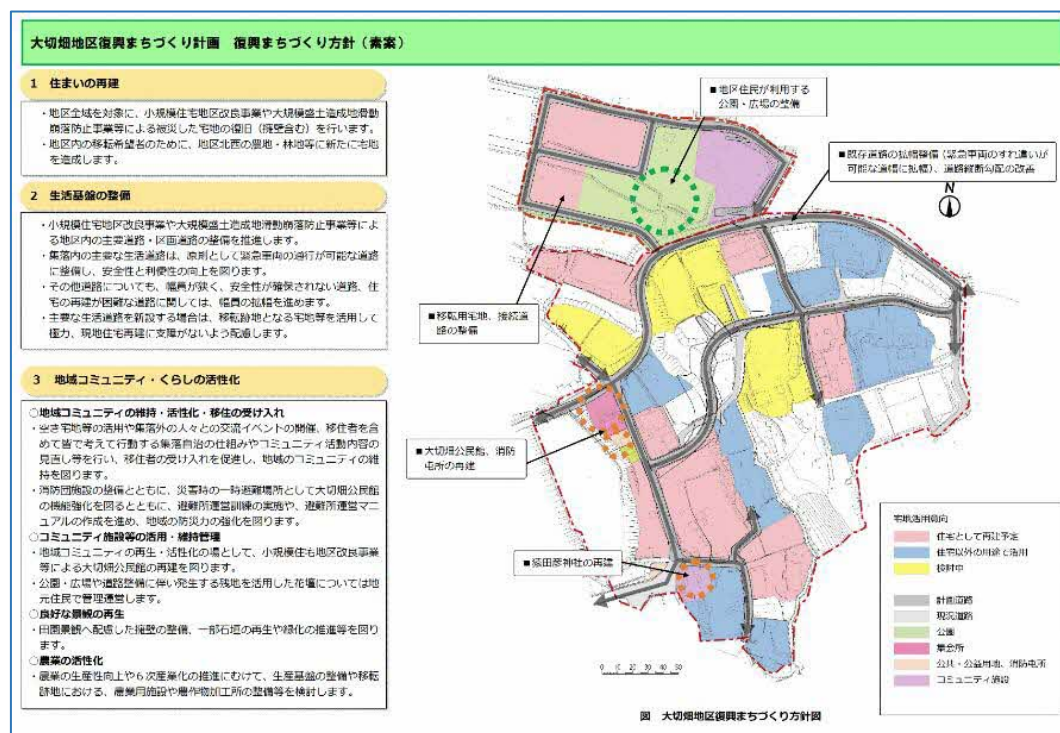
- 用地測量対応

2018年8月～2020年3月

集落再生むらづくり

- 記録集・集落紹介冊子づくり
- たより作成、視察・勉強会

復興まちづくり計画策定とその後の展開



地区懇談会を通じて作成した復興まちづくり方針

【参考資料】 地区別懇談会の参加メンバー（福岡市玄界島の例）

代表型



復興委員会

各種団体参加型



復興協議委員

各団体から参加

青壮年部

PTA

女性部

青年団

婦人防火クラブ

消防団

サラリーマン

第3節 玄界島の体制

平成17年5月4日、玄界島では、本格的な復興に向けた島民の自主的な組織を設立するために選挙を行い、13名を選出し、「玄界島復興対策検討委員会」（以下、復興委員会）が発足した。

5月7日には第1回目の会議を開催し、本市と復興計画についての協議を開始した。

また、5月21日には、第1回島民全体会議（島民総会）を開催し、復興委員会の下部組織として「復興協議委員」14名を各団体（青壮年部、玄界水上分団、青年団、女性部、婦人防火クラブ、PTA、サラリーマン）より2名ずつ選出し、以後、合計27名の復興委員及び復興協議委員を中心に、復興計画をはじめ、島民の生活再建、玄界島の振興・将来像など、様々な幅広い課題について、協議・検討を行った。

平成17年5月7日に第1回目を開催した復興委員会は、復興事業が完了した平成20年3月末日までの間、68回に渡る会議を開催しながら、様々な事項について協議・検討を行うとともに、その検討結果等については、9回の島民総会を開催し、毎回200名近くの島民が参加し、朝から時には昼食抜きで議論を重ね、島全体の下承を得ていった。

復興委員会を中心とした検討は、まさに行政と住民（島民）の共働作業であり、「住民参加型のまちづくり」の模範となるものであった。



組織図



復興委員会

※出典：福岡市「玄界島震災復興記録誌」